

令和2年11月18日

建設緑政局関係議案資料 (その2)

議案第164号

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する
条例の制定について

建設緑政局

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部改正（占用料改定）について

1 概要

河川区域内（河川管理用通路を含む）の土地を継続的に使用する場合、河川法第24条の規定に基づき河川管理者の許可が必要となる。また、同法第32条第1項及び第2項の規定で、占用料の徴収、占用料の額の基準等が定められている。本市では「川崎市準用河川占用料徴収条例」を制定し、占用者から占用料を徴収しており、その占用料については主に河川の維持管理補修費等に活用している。

(1) 改定の内容

固定資産税評価額の変動等を踏まえ、準用河川の土地占用料の額を算定するための単価を改定する。

(2) 占用料の算出方法

準用河川占用料の額は「川崎市道路占用料徴収条例」の額に準拠しており、一般的な土地利用における賃料相当額を徴収する考え方に基づき、道路価格に使用料率を乗じ、さらに占用面積を乗じた額に、必要に応じて修正率を乗ずることなどにより算出している。

定義		算出方法
①道路価格	1㎡あたりの道路の価格	平成31年度固定資産税評価額を基に算出
②使用料率	地価に対する1年あたりの賃料の割合に相当する率	道路法施行令（令和2年4月1日施行）で採用されている数値と同様のものを採用
③修正率	上空又は地下の占用に対して加えられる減額率	道路法施行令（令和2年4月1日施行）で採用されている数値と同様のものを採用
④占用面積	道路を占用している面積	占用物件の垂直投影面積で算出

2 改定の理由

固定資産税評価額の変動及び国の占用料の改定を踏まえ、本市の道路占用料が改定されることから、準用河川の土地占用料についても改定を行うもの。

なお、前回の占用料改定は平成28年度（平成29年4月1日施行）に実施し、3年以上が経過している。

(1) 固定資産税評価額の変動

平成27年度：全市平均 119,761円/㎡

平成31年度：全市平均 127,702円/㎡（約7%の上昇）

(2) 国の使用料率の変更

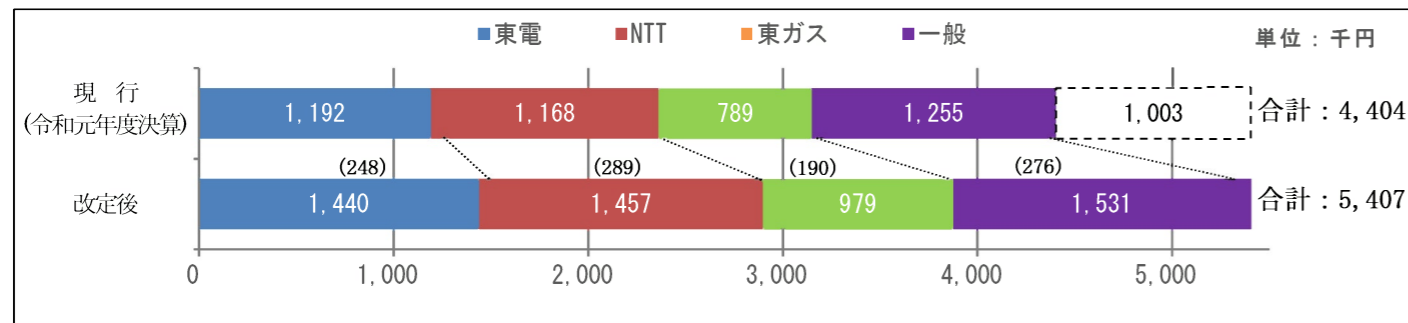
従前（平成28年4月時点）：平均地3.99% 商業地3.71%

改正後（令和2年4月時点）：平均地4.64% 商業地3.86%

※準用河川では「定額物件」はなし

3 改定による徴収見込額

河川の占用者は、東京電力株式会社、東日本電信電話株式会社（NTT）、東京ガス株式会社が約7割を占めており、今回の改定により約100万円増の見込み。



4 他都市の状況（今年度改定を予定している都市）

神奈川県、札幌市、さいたま市、横浜市、堺市、岡山市、広島市、北九州市

5 改定の主な内容

準用河川占用料額の改定

占用物件	単位	占用料（新）	占用料（旧）
第1種電柱	1本につき1月	280円	230円
第2種電柱		430円	350円
第3種電柱		580円	470円
第1種電話柱		250円	200円
第2種電話柱		400円	320円
第3種電話柱		550円	440円
その他の柱類		25円	20円
送電塔その他これに類するもの	1㎡につき1月	500円	400円
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1月	500円	400円
水管、下水道管、ガス管 その他これらに類するもの	外径0.07m未満	10円	8円
	外径0.07m～0.1m未満	15円	12円
	外径0.1m～0.15m未満	22円	18円
	外径0.15m～0.2m未満	30円	24円
	外径0.2m～0.3m未満	45円	36円
	外径0.3m～0.4m未満	60円	48円
	外径0.4m～0.7m未満	100円	85円
	外径0.7m～1m未満	150円	120円
外径1m以上	300円	240円	
橋その他通路に供するもの	1㎡につき1月	160円	130円
工事のための仮設建築物及び臨時材料置場		890円	760円
上記以外のもの	川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）別表の規定に準じて市長が定める。		

6 附則

施行日

令和3年4月1日

関連法令（抜粋）

～河川法〔昭和三十九年七月十日法律第百六十七号〕～

第三条（河川及び河川管理施設）

この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

第二十四条（土地の占用の許可）

河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

第三十二条（流水占用料等の徴収等）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。

第百条（この法律の規定を準用する河川）

一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十三条第二項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市準用河川占用料徴収条例 平成12年3月24日条例第29号</p> <p>改正</p> <p>平成20年12月18日条例第51号 平成28年12月19日条例第93号</p> <p>川崎市準用河川占用料徴収条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。） 第100条第1項に規定する準用河川について法第23条の流水の占有又は法 第24条の土地の占有（以下「流水の占有等」という。）の許可を受けた者 から徴収する流水占有料又は土地占有料（以下「流水占有料等」という。） の額、徴収方法及び減免について定めるものとする。 (流水占有料等の額)</p> <p>第2条 流水占有料等の額は、別表に定める金額に、占有開始の日の属する 月から占有終了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。ただし、 占有期間が1月末満であるときは、その月数を1月とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占有期間が1月末満であるものについての流 水占有料等の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗 じて得た額とする。</p> <p>3 流水占有料等の額を算出する基礎となる占有の水量が毎秒1リットル未 満であるとき、又はその水量に毎秒1リットル未満の端数があるときは毎 秒1リットルとし、占有の長さが1メートル未満であるとき、又はその長 さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとし、占有の面積が1 平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数 があるときは1平方メートルとして計算する。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定により算出した額に1円未満の端数があるとき</p>	<p>○川崎市準用河川占用料徴収条例 平成12年3月24日条例第29号</p> <p>改正</p> <p>平成20年12月18日条例第51号 平成28年12月19日条例第93号</p> <p>川崎市準用河川占用料徴収条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。） 第100条第1項に規定する準用河川について法第23条の流水の占有又は法 第24条の土地の占有（以下「流水の占有等」という。）の許可を受けた者 から徴収する流水占有料又は土地占有料（以下「流水占有料等」という。） の額、徴収方法及び減免について定めるものとする。 (流水占有料等の額)</p> <p>第2条 流水占有料等の額は、別表に定める金額に、占有開始の日の属する 月から占有終了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。ただし、 占有期間が1月末満であるときは、その月数を1月とする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 流水占有料等の額を算出する基礎となる占有の水量が毎秒1リットル未 満であるとき、又はその水量に毎秒1リットル未満の端数があるときは毎 秒1リットルとし、占有の長さが1メートル未満であるとき、又はその長 さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとし、占有の面積が1 平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数 があるときは1平方メートルとして計算する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(流水占用料等の徴収方法)</p> <p>第3条 流水占用料等は、流水の占用等の許可をした日から起算して30日以内に、当該許可に係る分を納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、許可の期間が当該許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、4月末日までに、当該年度分を徴収するものとする。</p> <p>2 既に納付した流水占用料等は、還付しない。ただし、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第18条第2項第2号に該当するとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(流水占用料等の減免)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の行う事業のために流水の占用等をするとき。</p> <p>(2) 公益性の高い事業を行うために流水の占用等をするとき。</p> <p>(3) その他規則で定める場合に該当するとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前に行われた処分、手続その他の行為で現に効力を有するものについては、この条例の相当規定により行われたものとみなす。</p> <p>附 則（平成20年12月18日条例第51号） この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年12月19日条例第93号）</p>	<p>(流水占用料等の徴収方法)</p> <p>第3条 流水占用料等は、流水の占用等の許可をした日から起算して30日以内に、当該許可に係る分を納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、許可の期間が当該許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、4月末日までに、当該年度分を徴収するものとする。</p> <p>2 既に納付した流水占用料等は、還付しない。ただし、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第18条第2項第2号に該当するとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(流水占用料等の減免)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の行う事業のために流水の占用等をするとき。</p> <p>(2) 公益性の高い事業を行うために流水の占用等をするとき。</p> <p>(3) その他規則で定める場合に該当するとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前に行われた処分、手続その他の行為で現に効力を有するものについては、この条例の相当規定により行われたものとみなす。</p> <p>附 則（平成20年12月18日条例第51号） この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年12月19日条例第93号）</p>

改正後

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月 日条例第 号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種別		単位	占用料
流水占 用料	鉱工業その他の用に供するもの	占有許可水量 毎秒1リットルにつき1月	350円
土地占 用料	第1種電柱	1本につき1 月	280円
	第2種電柱		430円
	第3種電柱		580円
	第1種電話柱		250円
	第2種電話柱		400円
	第3種電話柱		550円
	その他の柱類		25円
	共架電線その他上空に設ける 線類		1メートルに つき1月
地下電線その他地下に設ける 線類	1円		
送電塔その他これに類するもの		1平方メートルにつき1月	500円
変圧塔その他これに類するもの		1個につき1月	500円
水管、下水道 管、ガス管その	外径が0.07メ ートル未満の	1メートルに つき1月	10円

改正前

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種別		単位	占用料
流水占 用料	鉱工業その他の用に供するもの	占有許可水量 毎秒1リットルにつき1月	350円
土地占 用料	第1種電柱	1本につき1 月	230円
	第2種電柱		350円
	第3種電柱		470円
	第1種電話柱		200円
	第2種電話柱		320円
	第3種電話柱		440円
	その他の柱類		20円
	共架電線その他上空に設ける 線類		1メートルに つき1月
地下電線その他地下に設ける 線類	1円		
送電塔その他これに類するもの		1平方メートルにつき1月	400円
変圧塔その他これに類するもの		1個につき1月	400円
水管、下水道 管、ガス管その	外径が0.07メ ートル未満の	1メートルに つき1月	8円

改正後				改正前			
	他これらに類するもの	もの		他これらに類するもの	もの		
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	15円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	12円	
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	22円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	18円	
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	30円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	24円	
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	45円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	36円	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	60円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	48円	
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	100円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	85円	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	150円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	120円	

改正後				改正前			
	もの 外径が1メートル以上のもの		300円		もの 外径が1メートル以上のもの		240円
	橋その他通路に供するもの	1平方メートル	160円		橋その他通路に供するもの	1平方メートル	130円
	工事のための仮設建築物及び臨時材料置場	ルにつき1月	890円		工事のための仮設建築物及び臨時材料置場	ルにつき1月	760円
	上記以外のもの	川崎市道路占用料徴収条例 (昭和30年川崎市条例第7号) 別表の規定に準じて市長が定める。			上記以外のもの	川崎市道路占用料徴収条例 (昭和30年川崎市条例第7号) 別表の規定に準じて市長が定める。	
備考				備考			
<p>1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p>				<p>1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p>			